平成２４年（フ）第５８３号
埼玉県草加市栄町２丁目８番16―903号
債務者　岸田佳世子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
埼玉県比企郡小川町東小川２丁目11番地10
債務者　金井　重治
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７４号
埼玉県熊谷市樋春337番地１
債務者　福田　武文
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６５号
群馬県高崎市新町738番地10
債務者　松村喜美子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１５号
千葉県銚子市松本町２丁目987番地
債務者　小泉　幸恵（旧姓網中）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５５号
千葉県銚子市春日町2555番地　県営住宅１―206号
債務者　石毛美智代（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６３号
千葉県山武郡大網白里町北飯塚525番地14
債務者　大西　　明
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８６４号
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地　８―506
債務者　新美　福好
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２７号
愛知県江南市木賀町大門269番地　メゾン大門102号
債務者　上村　直幸
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２８号
愛知県江南市木賀町大門269番地　メゾン大門102号
債務者　上村有加里
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４２号
京都府与謝郡与謝野町字岩屋252番地３
債務者　小西　博晃
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１０４８号
堺市南区御池台２丁10番９号
債務者　松浦　八重
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５７号
大阪府柏原市平野１丁目11番10―301号　第五コーポ平野
債務者　溝淵　有可（旧姓當内）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
高知市十津５丁目17番５号　市住76号
債務者　細川　榮喜
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５３号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｓ―101号
債務者　氏部　三佐
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５８号
高知市福井町680番地
債務者　荒川　博章
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１４号
長崎県長崎市戸町３丁目16番12号渡邉ビル２階、住民票上の住所長崎県長崎市戸町３丁目19番７号
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係